

議案第62号

大口町暴力団排除条例の一部改正について

大口町暴力団排除条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成24年11月29日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第53号）の施行に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町暴力団排除条例の一部を改正する条例

大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町暴力団排除条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(町の責務)</p> <p>第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、町民及び事業者(以下「町民等」という。)の協力を得るとともに、愛知県(以下「県」という。)及び法第32条の3第1項の規定により愛知県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体(以下「暴追センター等」という。)と連携を図りながら、暴力団の排除のための施策を実施するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(町の責務)</p> <p>第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、町民及び事業者(以下「町民等」という。)の協力を得るとともに、愛知県(以下「県」という。)及び法第32条の2第1項の規定により愛知県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体(以下「暴追センター等」という。)と連携を図りながら、暴力団の排除のための施策を実施するものとする。</p> <p>2 略</p>